

小児慢性特定疾病医療費助成の申請手続について【認定内容を変更される方】

申請日について

①疾病の追加・変更の申請

意見書の提出をもって申請日といたしますので、意見書の準備が出来次第、速やかに意見書を含めた申請書類を提出してください。※1

本制度の支給認定開始日は、申請日から診断年月日※2まで遡ることができます。ただし、遡り出来るのは、申請日から1か月以内(やむを得ない理由※3がある場合は3か月以内)までです。

したがって、診断年月日から医療費助成を受けるためには、診断年月日から1か月以内(やむを得ない理由がある場合は3か月以内)に申請が必要です。

※1 意見書以外の書類を持参された場合でも書類の受領はいたしますが、後日医療意見書を提出いただいた日が申請日となります。

※2 指定医が疾病の状態の程度を満たしていると判断した日で医療意見書に記載されています。

※3 意見書の受領に時間を要した、診断後すぐに入院することになった、大規模災害に被災した等

※4 18歳以上で申請した場合でも、診断年月日が18歳未満であり、診断年月日まで遡ることが出来れば受給者証の交付が可能です。

②疾病の追加・変更以外の変更申請

申請書類を提出した日を申請日とします。

申請の方法

吹田市すこやか親子室(吹田市立保健センター内)に直接必要書類を提出してください。

来所が難しい場合は、郵送により申請することも可能です。郵送の場合は、書類の記入漏れ及び添付漏れ等の不備がないよう十分に注意してください。

申請にあたっての留意事項

- 申請により、自己負担上限額に変更が生じる場合は、申請月の翌月から適用されます。
- 申請をした場合でも、疾病の症状が認定基準を満たしていなければ、審査の結果により不承認となる場合があります。(不承認の場合はその旨を通知します。)
- その他制度の詳細につきましては、『「小児慢性特定疾病医療費助成制度」利用の手引き』をお読みいただきますようお願いします。